令和８年度

関寺国有林外保安林総合改良整備事業

閲覧図書

【閲覧図書内容】

１　入札者注意書

２　保安林総合改良整備事業請負契約書（案）

３　現地写真

４　契約情報の公表様式

滋賀森林管理署

１　入札者注意書

（素材生産及び造林事業）

入 札 者 注 意 書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、入札説明書、仕様書、契約書案及び本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知のうえ、入札してください。

1　入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2　入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3　入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

4　入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉にすること。ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。

5　入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。

6　入札者は、入札書提出前に競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。

7　本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。

8　入札・開札の時刻は、入札会場の時計に基づく。

9　入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

10　次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。

（１）入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書

（２）指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書

（３）入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書

（４）入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書

（５）委任状を持参しない代理人のした入札書

（６）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書

（７）入札金額の記載を訂正した入札書

（８）入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定され

た場所に到達しなかった入札書

（９）入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書

（10）明らかに連合によると認められる入札書

（11）同一事項の入札について、入札者が２通以上なした入札書

（12）入札保証金（その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき

（13）国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき

（14）入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき

（15）暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

（16）その他入札に関する条件に違反した入札

11　一旦提出した入札書は、引き換え、変更又は取り消しをすることができない。

12　開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札の無効の申し出があっても受理しない。

13　開札は、入札者の面前で行う。ただし、入札者が立ち会わない時は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札する。

14　開札の結果、予定価格に達するものがない場合は、再度の入札を行うことがある。その場合、無効の入札をした者は参加することができない。

15　予定価格が１千万円を超える工事又は製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。

（１）予定価格が１千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって、著しく不適当であると認められるときは、最低額の入札者であっても落札者とならない場合がある。

（２）（１）の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。

（３）（１）により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。

（４）（１）の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。

16　落札となるべき同価格（総合評価落札方式による場合は「同評価値」）の入札をした者が２人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格（同評価値）の入札をした者のうち、くじを引かない者、入札

に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。

17　契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。

18　落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額(入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の５に相当する金額を違約金として徴収する。

19　入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。

20　入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止する。

21　このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記１及び２のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

１　契約の相手方として不適当な者

（１）　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

（５）　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　契約の相手方として不適当な行為をする者

（１）　暴力的な要求行為を行う者

（２）　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

（３）　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

（４）　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

（５）　その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

２ 保安林総合改良整備事業請負契約書（案）

保安林総合改良整備事業請負契約書（案）

収入
印紙

1 事 業 名　　関寺国有林外保安林総合改良整備事業
2 事業場所　　作業箇所位置図のとおり
3 事 業 量　　危険木整理伐　0.81ha、落石等防護柵設置　延長 812m
4 事業期間　　契約締結日の翌日から
令和９年３月１０日まで
ただし、作業種別及び期間は、別紙１作業内訳書のとおり
5 請負金額　　金　　円也
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額（以下「消費税」という。）金　　円也）

〔注〕「取引に係わる消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第 28 条第１項及び第 29 条並びに地方税法 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出したもので、請負金額に 10／110 を乗じて得た額である。
（　）の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。

6 選択条項　　別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
（適用されるものは〇印、削除されるもの×印。）

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第４条第１項第１号
×	契約保証金の納付に変わる担保となる有価証券等の提供		第４条第１項第２号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第４条第１項第３号
×	公共工事履行保証証券による保証		第４条第１項第４号
×	履行保証保険契約の締結		第４条第１項第５号
×	支給材料及び貸与品		第 15 条
×	前金払い	分の　以内	第 35 条第１項
×	中間前払い		第 35 条第３項
×	部分払い	回以内	第 38 条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第 40 条

7 利用物件及び貸与物件

品　名	品質規格	数　量	引渡予定場所	引渡予定月日

８ 特約事項

（１）請負代金は近畿中国森林管理局において支払うものとする。

（２）暴力団排除に関する特約条項は別紙２のとおり。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和８年１０月２２日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を締結している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者　住　所　滋賀県大津市瀬田三丁目 40-18

氏　名　分任支出負担行為担当官

滋賀森林管理署長　川﨑　秀親　　印

請負者　住　所

氏　名　　印

別紙２

暴力団排除に関する特約条項

（属性要件に基づく契約解除）

第１条　甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第２条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（１）暴力的な要求行為

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為

（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

（４）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

（５）その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第３条　乙は、第１条の各号及び第２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

（損害賠償）

第４条　甲は、第１条及び第２条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２　乙は、甲が第１条及び第２条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第５条　乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

作業仕様書総則

1　近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面に基づき実施するものとする。

2　作業仕様書等に基づき調達した材料（落石等防護柵等）を使用する場合、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し、安全かつ適正な使用に努めること。

3　実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に１箇所以上撮影するものとする。

4　造林事業請負標準仕様書第 21 条における事故とは、４日以上の休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第３者から受けた事故とする。

　監督職員が指示する様式（事故報告書）は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。

5　本事業の実施に必要な諸作業で、作業仕様書等に明記していないものは、乙において実施し、その費用は乙の負担とする。

作業仕様書

・総則

（１） 本事業実施に当たっては、すべて誠意を旨とし、かつ実施の細部については監督職員の指示に従うこと。

（２） 本事業仕様書及び図面に疑義があるときは、監督職員の判定によるものとする。

（３） 事業実施のための諸施設及び作業員の管理については、労務関係その他法律の定めるところに従い違反しないこと。

（４） 事業地の火災防止に万全の措置を講ずるとともに、失火しないよう注意すること。

（５） 本作業終了に際しては、監督職員の指示に従い、作業現場の片付けを行うこと。

・事業の内容

（６） 当該事業の内容は、民地への倒木の恐れのある危険木等を伐倒し、転落等しないように国有林内に集積存置し整理するものとする。また、国有林内に落石等防止柵を設置するものとする。

・対象木の伐採

（７）対象木は、全て伐倒すること。なお、対象木は白テープ等により勘定一本線巻付により対象木を表示している。

（８）本作業は高所作業が想定されることから、ロープ高所作業特別教育、フルハーネス型墜落防止用器具特別教育の修了者を作業に従事させること。

（９）人力により伐採木上部に移動する際は、昇柱器、墜落制止用器具等を適切に使用し、安全を確保したうえで作業すること。

(10) 対象木の伐倒について、必要に応じて、受け口を大きくとったうえでクサビ、チルホール等を使用し、下流での被害防止のため、沢、歩道等への伐倒は避け、安全な方向に確実に伐倒すること。

(11) 根返木がある場合、根株の転落防止措置を行い、安定させた上で玉切等を行うこと。

(12) 伐採漏れがないよう注意すること。

(13) 伐採箇所は急斜面で民家及び国道に隣接しているため、施設保護のため安全対策を確実に実施すること。

・伐採木の処理

(14) 現地に急斜面の箇所があるため伐採木の転落等を防止するため、安全に存置できる箇所で確実に地面に接地させ、万全の安全対策を講ずることとし、伐倒木等が転落する恐れのある場合については、木杭等を設置し転落しないようにすること。

(15) やむを得ず搬出する際は産業廃棄物処理を行うこと。

・落石等防護柵の設置

(16) 作業範囲内に、落石等防護柵を設置する。設置する個所は、なるべく国有林境界の近く

で安全に防護柵を設置できる安定した場所とする。

(17) 落石等防護柵の仕様は別添仕様書のとおりとする。

・その他

(18) 作業地に隣接する民家の安全を確保するため、見張員を配置すること。

(19) 伐採にあたり、関係機関から許可を必要とする場合、請負者で申請すること。その場合、事前に許可申請書等の写しを監督職員に提出し、指示を受けること。

(20) 車両の駐車場所については、監督職員の指示に従うこと。

(21) 作業実施に際し、関係住民に事前周知する場合、監督職員の指示を受け、誠意をもって対応すること。

(22) その他技術的事項に関しては、監督職員の指示に従うこと。

(23) 作業前・中・後の現況写真を撮影し、作業終了後整理して提出すること。

(24) 本事業を行うにあたって、民地を使用する必要がある場合には、請負者において対応するものとし、監督職員へも対応内容を報告すること。

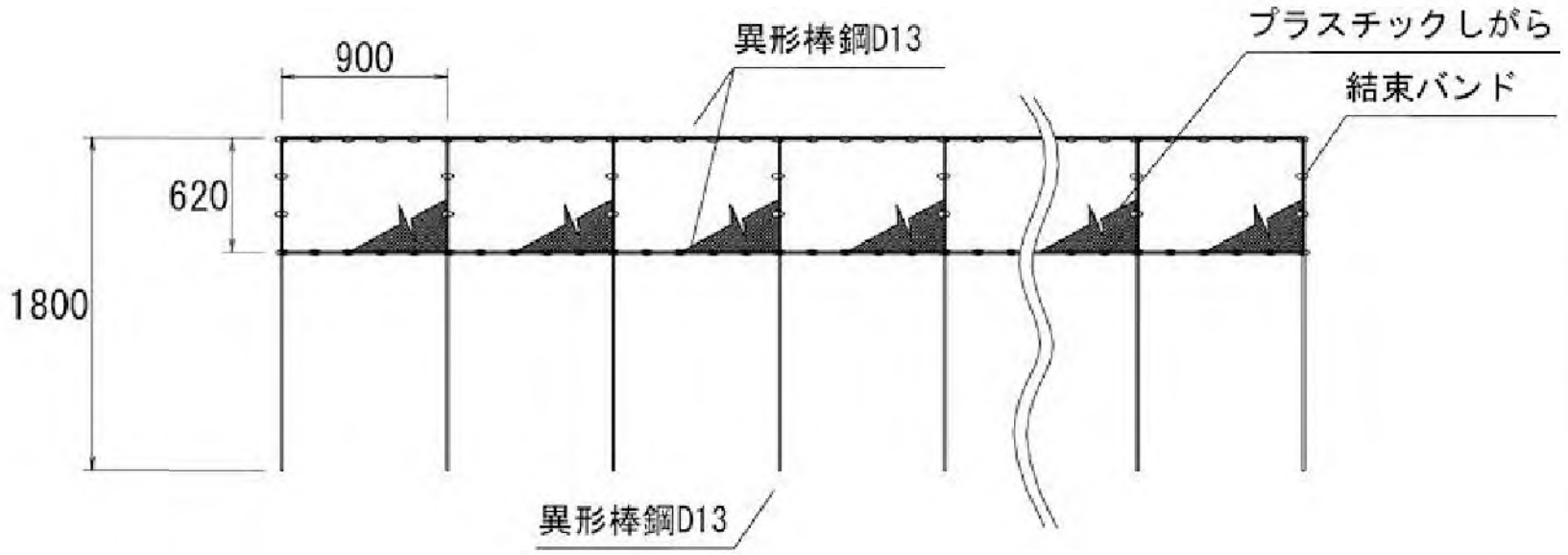
(25) 請負者は請負業者賠償責任保険に加入し、請負内容が原因となって第三者の身体及び財産に損害を与えた場合は、請負者の責任において対応すること。

別紙１

作業内訳書

国有林	事業期間	事業内容	林小班	数量	備考
関寺	令和８年　月　日 ～ 令和９年３月10日	危険木整理伐	20へ1 20へ2	8.33㎥	広葉樹 計28本
関寺	令和８年　月　日 ～ 令和９年３月10日	落石等防護柵	20へ1 20へ2	延長44m	
追分	令和８年　月　日 ～ 令和９年３月10日	危険木整理伐	17ろ	11.82㎥	広葉樹 計70本
追分	令和８年　月　日 ～ 令和９年３月10日	落石等防護柵	17ろ	延長126m	
木ノ下谷	令和８年　月　日 ～ 令和９年３月10日	危険木整理伐	18い 18ろ 21ほ1 21ほ2 21む	106.59㎥	広葉樹 スギ ヒノキ 計256本
木ノ下谷	令和８年　月　日 ～ 令和９年３月10日	落石等防護柵	18い 18ろ 21ほ1 21ほ2 21む	延長642m	

図面番号		
図　名	プラスチックしがら柵工 標　準　図	

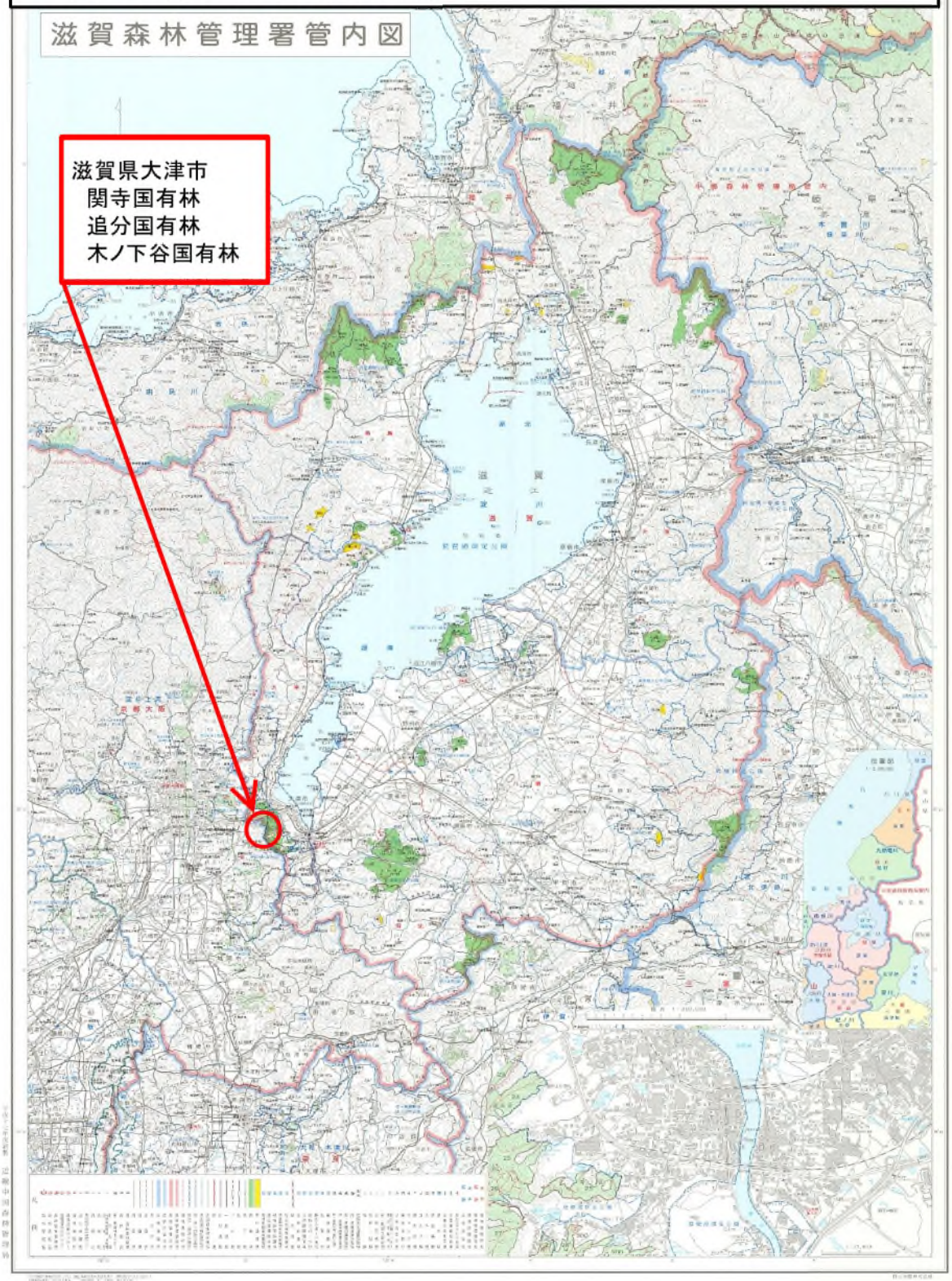


プラスチックしがら柵工　数量表　（10m当り）

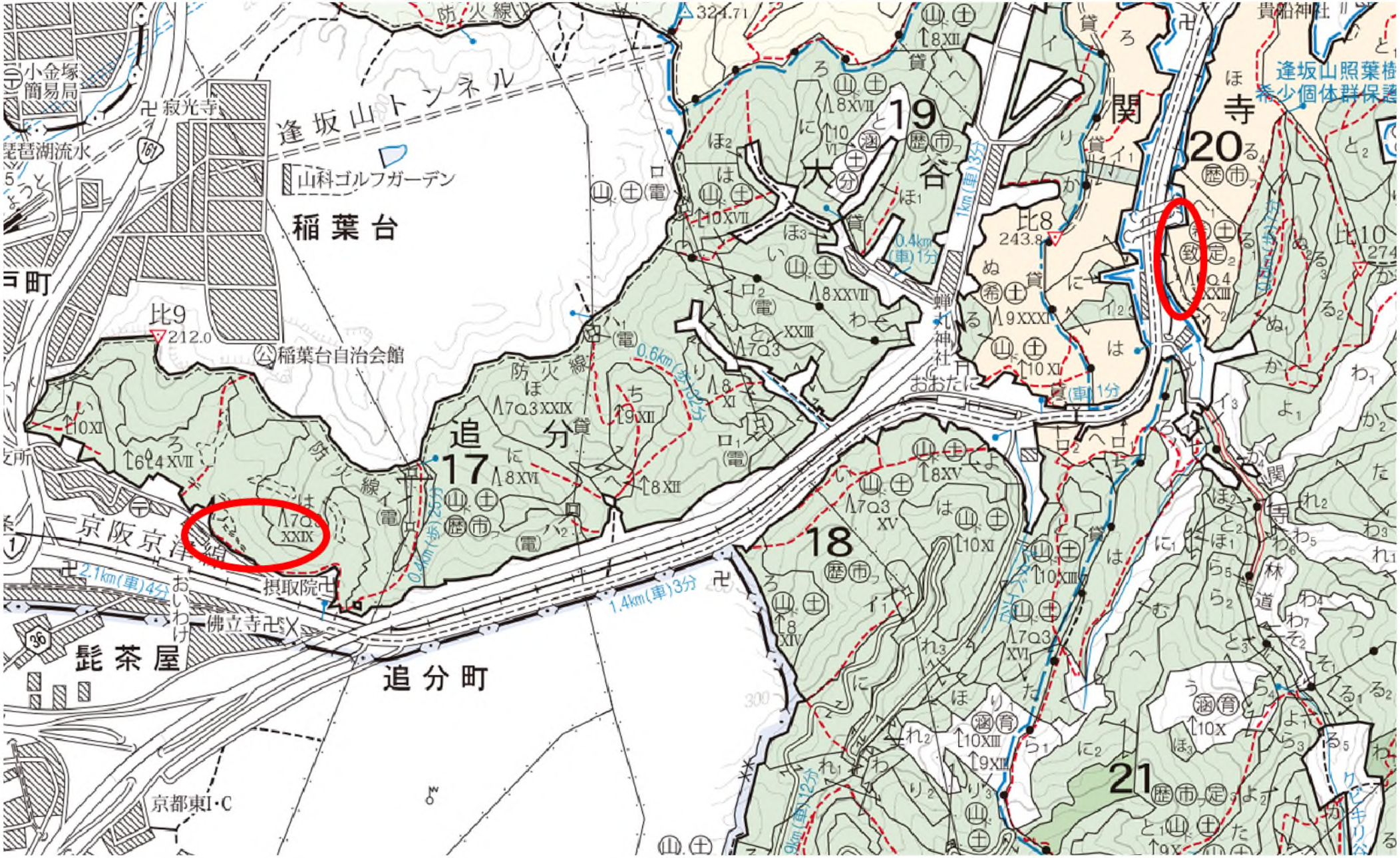
名　称	規　格	数量	単位	摘　要
プラスチックしがら	幅62cm　厚み2.3mm	10.0	m	
縦支柱(異形棒鋼)	D13　L=1.8m	12.0	本	
横支柱(異形棒鋼)	D13　L=1.8m	12.0	本	
結束バンド		81.0	箇所	

別添仕様書

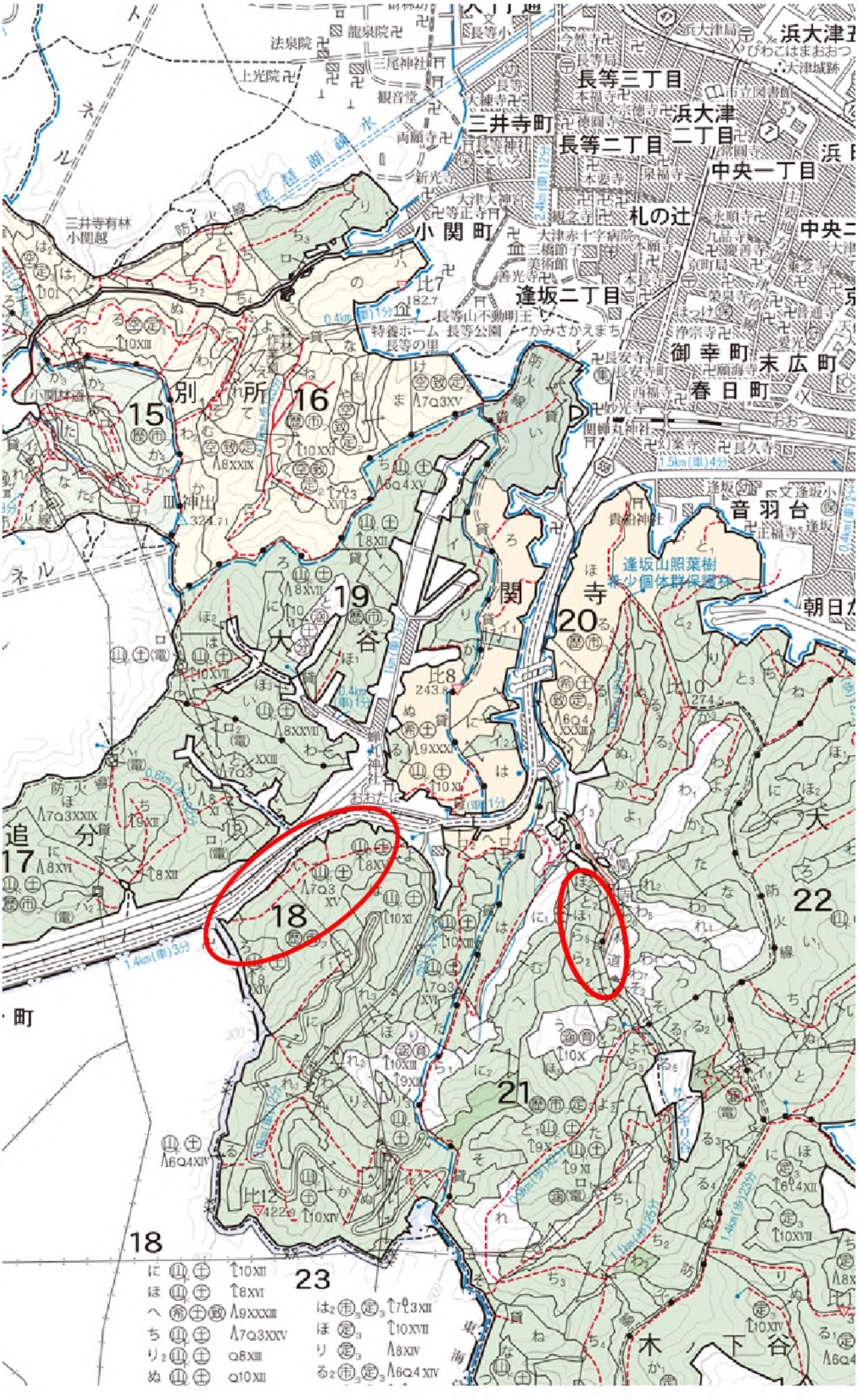
令和８年度　関寺国有林外保安林総合改良整備事業　位置図



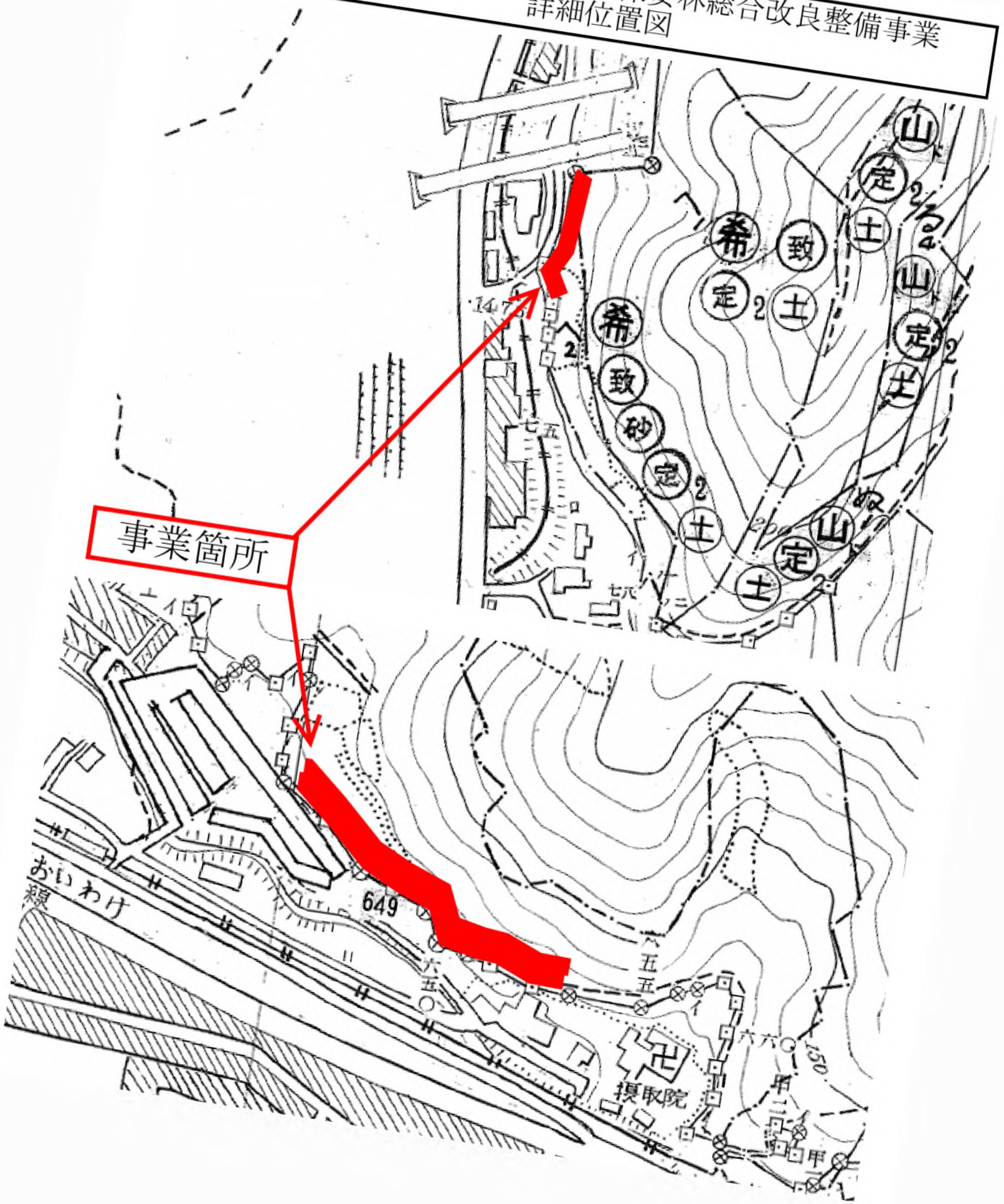
令和８年度　関寺国有林外保安林総合改良整備事業　位置図



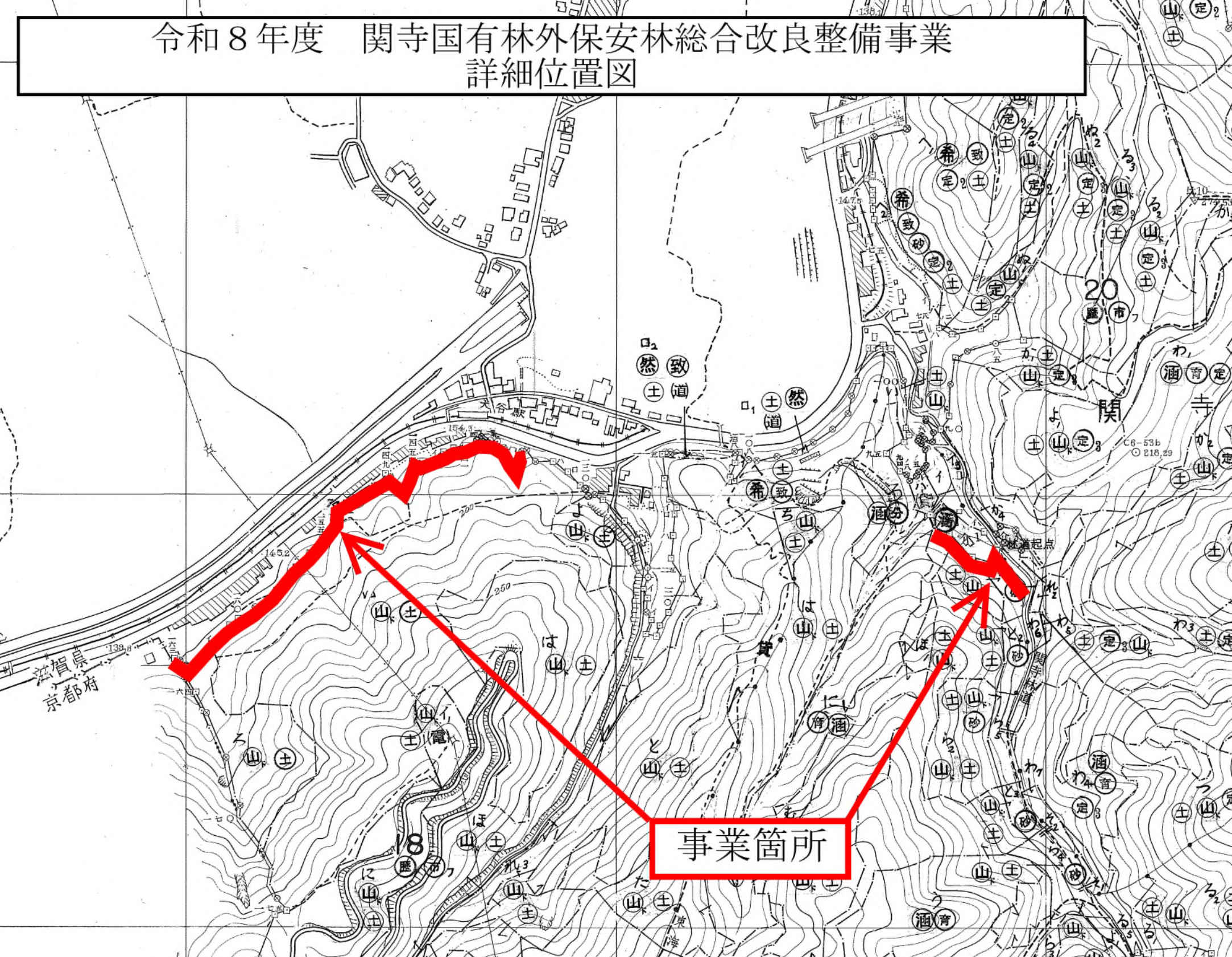
令和８年度　関寺国有林外保安林総合改良整備事業　位置図



令和８年度　関寺国有林外保安林総合改良整備事業
詳細位置図



令和８年度　関寺国有林外保安林総合改良整備事業
詳細位置図



３　現地写真

現地写真



遠景写真

関寺国有林外保安林総合改良整備事業

関寺国有林20へ1外林小班



遠景写真

関寺国有林外保安林総合改良整備事業

関寺国有林20へ1外林小班

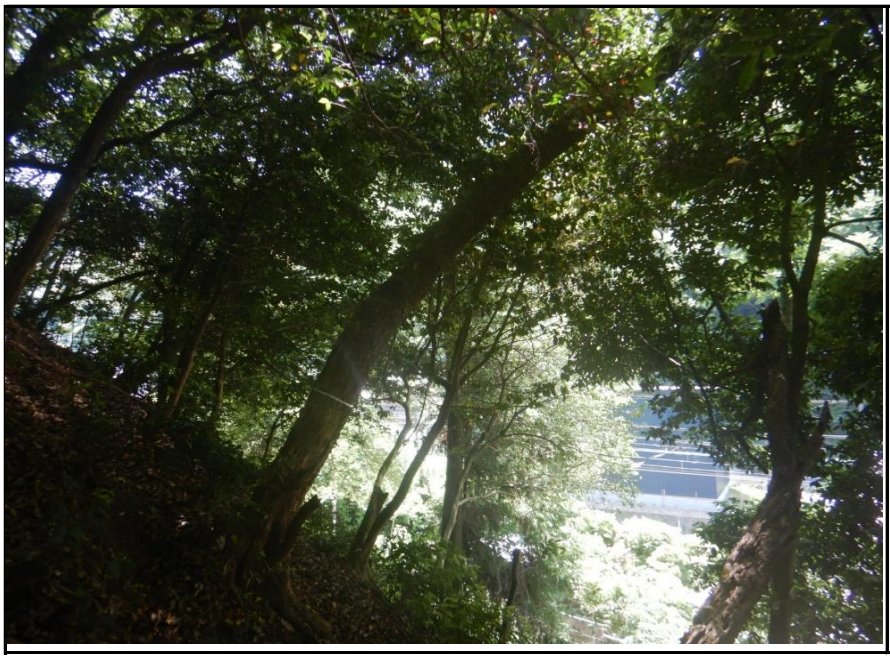


遠景写真

関寺国有林外保安林総合改良整備事業

関寺国有林20へ1外林小班

現地写真



林内の様子

関寺国有林外保安林総合改良整備事業

関寺国有林20へ1外林小班

（急傾斜地で崖下には民家等の保全対象施設があるため、十分注意して作業すること）

現地写真



遠景写真

関寺国有林外保安林総合改良整備事業

追分国有林17ろ林小班



林内の様子

関寺国有林外保安林総合改良整備事業

追分国有林17ろ林小班



林内の様子

関寺国有林外保安林総合改良整備事業

追分国有林17ろ林小班

現地写真



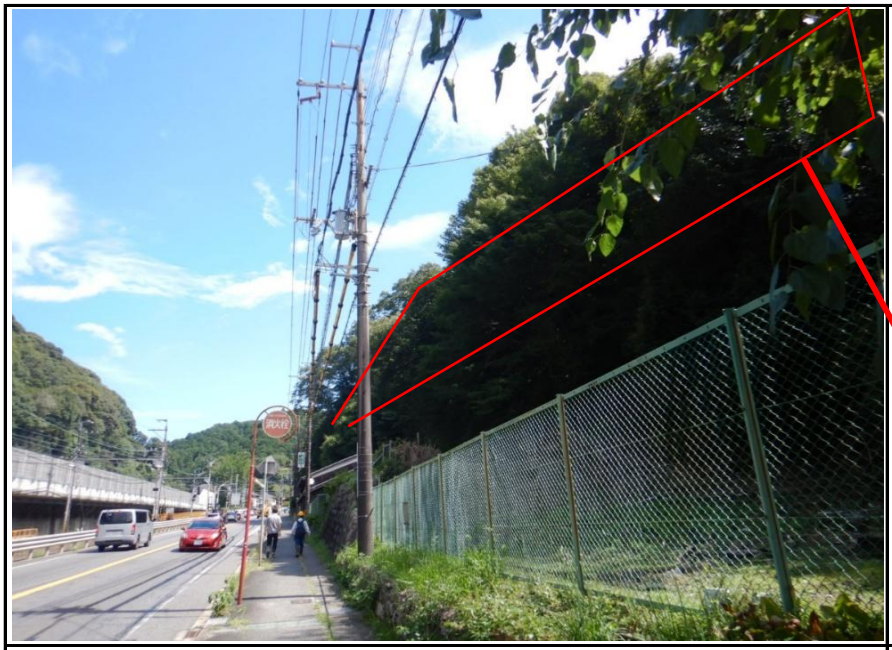
林内の様子

関寺国有林外保安林総合改良整備事業

追分国有林17ろ林小班

（隣接する民家にオーバーハングしているため、十分注意して作業すること。）

現地写真



遠景写真

木ノ下谷国有林保安林総合改良整備事業

木ノ下谷国有林18い林小班



遠景写真

木ノ下谷国有林保安林総合改良整備事業

木ノ下谷国有林18い林小班



遠景写真

木ノ下谷国有林保安林総合改良整備事業

木ノ下谷国有林18い林小班

現地写真



遠景写真

木ノ下谷国有林保安林総合改良整備事業

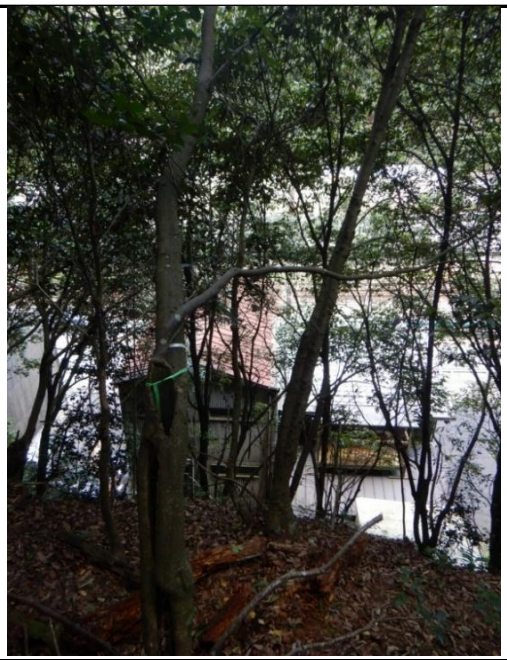
木ノ下谷国有林18い林小班



遠景写真

木ノ下谷国有林保安林総合改良整備事業

木ノ下谷国有林18い林小班



林内の様子

木ノ下谷国有林保安林総合改良整備事業

木ノ下谷国有林18い林小班

（急傾斜地で崖下には民家等の保全対象施設があるため、十分注意して作業すること）

現地写真



遠景写真

木ノ下谷国有林保安林総合改良整備事業

木ノ下谷国有林21ほ1外林小班

伐採範囲のイメージ



遠景写真

木ノ下谷国有林保安林総合改良整備事業

木ノ下谷国有林21ほ1外林小班

伐採範囲の始点
（イメージ）



遠景写真

木ノ下谷国有林保安林総合改良整備事業

木ノ下谷国有林21ほ1外林小班

現地写真



遠景写真

木ノ下谷国有林保安林総合改良整備事業

木ノ下谷国有林21ほ1外林小班



林内の様子

木ノ下谷国有林保安林総合改良整備事業

木ノ下谷国有林21ほ1外林小班

４　契約情報の公表様式

（別紙） 契約情報の公表様式

令和8年度 請負事業の作業条件等（造林）

滋賀森林管理署

事業名 ： 令和8年度関寺国有林等保安林総合改良整備事業

作業種	国有林	林小班	実行数量	事業期間	作業条件			
					作業手段	人員輸送距離（往復・km）	通勤時間（往復・分）	通勤起点
危険木整理伐	関寺	20へ1 20へ2	8.33㎡	契約締結日の翌日 ～ 令和9年3月10日	機械 （人力併用）	1.4	4	大津市役所 逢坂支所
危険木整理伐	追分	17ろ	11.82㎡	契約締結日の翌日 ～ 令和9年3月10日	機械 （人力併用）	3.2	9	大津市役所 藤尾支所
危険木整理伐	木ノ下谷	18い、18ろ 21ほ1、21ほ2 21む	106.59㎡	契約締結日の翌日 ～ 令和9年3月10日	機械 （人力併用）	4.0	11	大津市役所 逢坂支所
	計		126.74㎡					
落石等防護柵設置	関寺	20へ1 20へ2	延長44m	契約締結日の翌日 ～ 令和9年3月10日	人力	1.4	4	大津市役所 逢坂支所
落石等防護柵設置	追分	17ろ	延長126m	契約締結日の翌日 ～ 令和9年3月10日	人力	3.2	9	大津市役所 藤尾支所
落石等防護柵設置	木ノ下谷	18い、18ろ 21ほ1、21ほ2 21む	延長642m	契約締結日の翌日 ～ 令和9年3月10日	人力	4.0	11	大津市役所 逢坂支所
	計		812m					